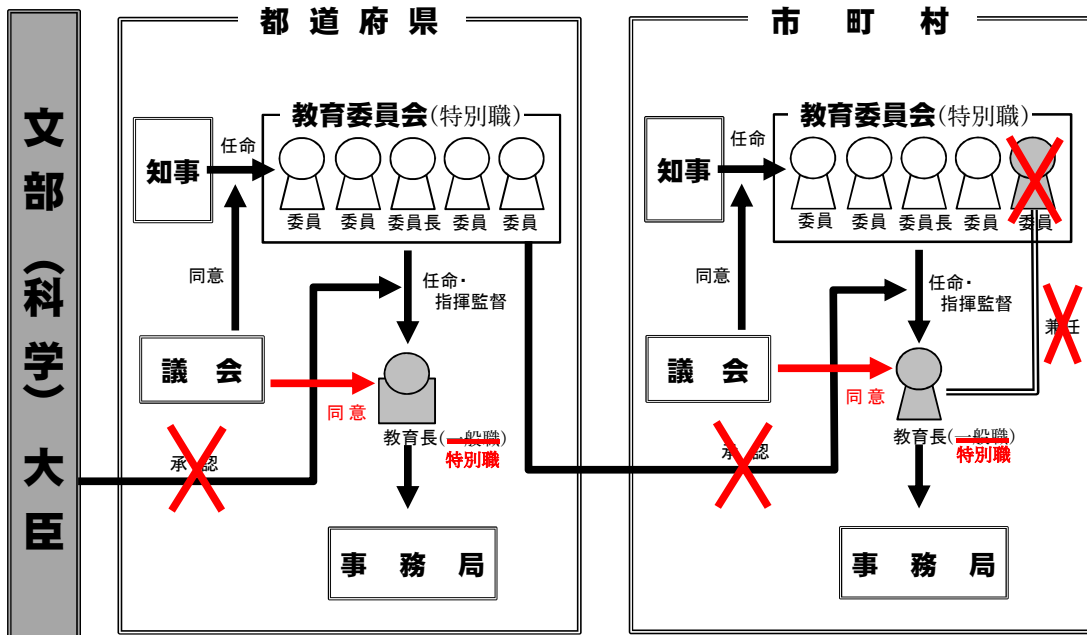


## 中教審答申（平成10年）と地方分権一括法（平成11年） における教育長の位置づけについて

### 1. 中央教育審議会答申（平成10年9月）の改正案

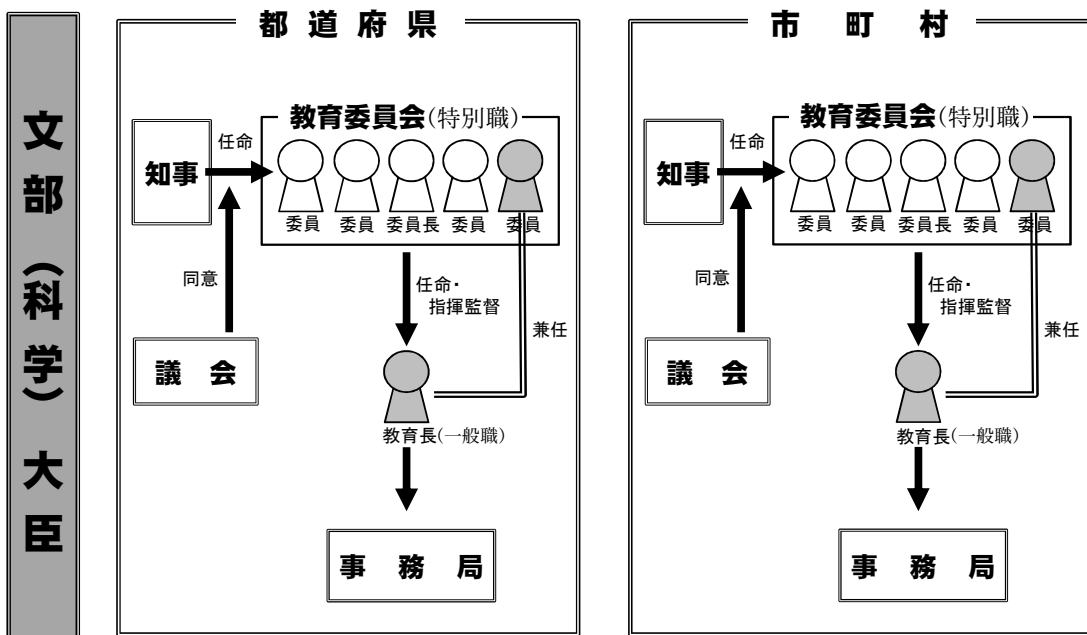
※ 任命承認 → 議会同意 ⇒ 専任の特別職



赤の記号・文言：答申において提言された改革案の内容

※ 専任の特別職 → 教育委員と兼任の特別職

### 2. 地方分権一括法（平成11年）



## 今後の地方教育行政の在り方について（平成10年9月中央教育審議会答申）（抜粋）

### 3 教育長の任命承認制度の廃止と適材確保方策

教育委員会においてその権限に属するすべての事務を執行する職務と責任を担い中核的役割を果たす教育長には、これにふさわしい資質能力が必要であり、政治的に中立で、教育に関し専門的識見を持ち、教育行政に練達した人材を確保することが必要である。教育長の任命承認制度は、国、都道府県、市町村が連携協力し、相互に責任を持って教育長に適材を確保する観点から設けられたものである。しかしながら、今後、各教育委員会が、地域の状況に応じて、主体的かつ積極的に教育行政を展開していくためには、地方公共団体が自己の責任において教育長に適材を確保するシステムを導入することが求められる。

このため、地方分権推進委員会第一次勧告も踏まえ、地方公共団体の人事について国又は都道府県が外部から関与することを改め、地方公共団体の責任において適任者を選任する観点から任命承認制度を廃止することが適当である。

この場合、地方公共団体の内部における教育長選任手続をより慎重なものとすることが、教育長への適材確保の上で必要と考えられる。また、今後、ますます多様化する教育行政上の課題に適切に対応し、主体的かつ積極的に施策を展開していくに際して、教育長が直接議会から信任を得ることが、そのリーダーシップを高める上でも、住民に対する責任を明らかにする上でも、極めて効果的であると考えられる。このため、現行制度において市町村の教育長が教育委員として選任される際にあらかじめ議会の同意を得ていることも踏まえ、教育長の任命に際し、副知事・助役、出納長・収入役と同様に議会の同意を得ることとすることが適当である。

なお、議会同意に伴い、教育長について任期制が導入され、計画的、長期的視野に立った教育行政の展開が可能となり、また、特別職として位置付けられることとなる。

また、現行制度においては、政令指定都市を除く市町村教育委員会の教育長は教育委員の中から選ばれ、教育委員を兼ねることとされているが、(i) 教育委員以外から広く適任者を教育長に求めることができないこと、(ii) 意思決定を行う教育委員会の委員という立場と教育委員会の指揮監督の下で事務執行を行う教育長としての立場が混在し、その責任や役割が必ずしも明確ではないことなどの指摘がある。このため、都道府県教育委員会と同様に、教育委員との兼任を改めて、教育長の職務に専念できるようにすることが適当である。

以上のような観点から、これに関連する制度等について以下のように見直し、改善を図る必要がある。

## 具体的改善方策

(教育長の任命承認制度の廃止と議会同意の導入)

- ア 「地教行法」第16条の規定を見直し、教育長の任命承認制度を廃止するとともに、幅広く人材を確保するため、都道府県及び市町村の教育委員会の教育長の任命に際し、議会による同意を必要とすること。

(教育長にふさわしい人材の育成・確保)

- イ 地方公共団体においては、専門的知識と行政的手腕を有する教育長にふさわしい人材を、教育委員会内外から幅広く確保することができるよう、教員や職員の人事異動において中長期的な視点に立った計画的人事を行うなど地方公共団体内部における人材育成方策にも配慮すること。
- ウ 教育長の処遇について、人材の確保と職務と責任の重要性に見合ったものとなるようにする観点から、その改善を図ること。

(市町村教育委員会の教育長と教育委員との兼任の見直し)

- エ 市町村教育委員会の教育長について、教育委員との兼任を改めて、教育長の職務に専念できるよう「地教行法」第16条第3項の規定を見直すこと。

(教育長への情報提供等)

- オ 新たに教育長の職に就いた者等を対象に、国や地方の教育政策の状況等について情報を提供したり、研究協議を行う機会の確保に努めること。

平成十一年「地方分権一括法」新旧対照表（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(教育長) 第十六条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>2   教育長は、<u>第六条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）</u>である者のうちから、<u>教育委員会が任命する。</u></p> <p>3   教育長は、<u>委員としての任期中在任するものとする。</u>ただし、<u>地方公務員法第二十七条、第二十八条及び第二十九条の規定の適用を妨げない。</u></p> <p>4   教育長は、<u>委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、</u>当然に、その職を失うものとする。</p>	<p>(教育長) 第十六条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>2   <u>都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）</u>は、<u>文部大臣の承認を得て、教育長を任命する。</u></p> <p>3   <u>市町村又は第二条の市町村の組合におかれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）</u>は、<u>第六条の規定にかかわらず、当該市町村委員会の委員のうちから、都道府県教育委員会の承認を得て、教育長を任命する。</u></p> <p>4   <u>前項の委員のうちから任命された教育長は、当該委員としての任期中在任するものとする。</u>ただし、<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条から第二十九条までの規定の適用を妨げない。</u></p> <p>5   <u>前項の教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、</u>当然に、その職を失うものとする。</p>